

## 令和5年度香川県特別会計補正予算議案

令和5年度香川県特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を、次に掲げる特別会計について歳入歳出それぞれ次のとおり補正する。

	補正前の額		補正額	計
2 中小企業高度化資金特別会計	151,360 千円	△	63,563 千円	87,797 千円
3 臨海工業地帯造成事業特別会計	2,009,472		1,591,393	3,600,865
4 集中管理特別会計	94,760,983	△	1,596,172	93,164,811
5 証紙特別会計	2,875,552	△	26,000	2,849,552
6 栗林公園特別会計	343,259		16,497	359,756
7 吉野川総合開発香川用水建設事業特別会計	456,084		1,635	457,719
8 番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計	265,930		373,757	639,687
10 沿岸漁業改善資金特別会計	137,076	△	440	136,636
11 駐車場事業特別会計	342,198		10,990	353,188
12 内陸工業団地造成事業特別会計	922,647	△	6,265	916,382
13 県立大学特別会計	851,745		935	852,680
14 奨学金特別会計	472,318	△	59,669	412,649
15 県債管理特別会計	71,941,703	△	783,797	71,157,906
16 国民健康保険事業特別会計	95,887,835		535,237	96,423,072

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。